別紙

諮問第636号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「開示請求者が裁決取消し訴訟の手続き上の疑問点について照会するために平成29年〇月〇日の〇時〇分頃に〇〇〇〇(事務局)を訪問した際に、同事務局の職員カードを着用していない職員(管理職と推察する)の粗暴な対応により開示請求者と同事務局職員がトラブルになった事件に関して、当該トラブルを処理するために出動した〇〇警察署の警察官の処理についての全ての個人情報」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、警視総監が平成29年12月11日付けで行った一部開示決定について、非開示とした部分のうち「処理てん末状況」欄の開示を求めるというものである。

(2)審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

第一に、「処理てん末状況」欄のうち「結果」欄の2行目・3行目の非開示情報については条例16条6号に該当すると実施機関は主張している。しかし、ここで非開示とされた110番通報者や目撃者は全て〇〇〇〇(事務局)の職員のはずである。これらの職員は公務としてこれらの通報や目撃証言を行っているのであるから、一都民的立場にある審査請求人にその説明責任を果たすためにも、これに関する情報

を開示すべきである。

第二に、「処理てん末状況」欄のうち「結果」欄の4行目の非開示情報については条例16条6号に該当すると実施機関は主張している。しかし、本件開示請求は審査請求人と行政機関である〇〇〇(事務局)との間で生じたトラブルに係る情報であり、その発生原因は職員カードを着用していないという規律違反を犯している〇〇〇(事務局)の職員(管理職と推察される)が審査請求人を侮辱したことにある。このような状況において、事案処理に係る評価や判断に関する情報を非開示とするのは、前記〇〇〇(事務局)職員の服務違反行為を身内の馴れ合いによる隠蔽することにつながる問題対応であり、早急に是正すべきである。

最後に、「処理てん末状況」欄のうち「〇〇〇〇事務局担当者」欄の非開示情報については条例16条2号及び6号に該当すると実施機関は主張している。しかし、ここで非開示とされた110番通報者や目撃者は全て〇〇〇〇(事務局)の職員のはずである。これらの職員は公務としてこれらの通報や目撃証言を行っているのであるから、請求者以外の個人に関する情報であっても、公務に関する情報として一都民的立場にある審査請求人にその説明責任を果たすために開示すべきである。

以上より、処分庁の主張は全て失当であるから、開示請求者は「処理てん末状況」 欄に記載されている情報の開示を求めて、本件審査請求を申し立てることとした。

イ 意見書における主張

- (ア)公安委員会は理由説明書で、「110番通報は関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいており、~関係者からの協力が得られなくなり」と主張しているが、本件開示請求・審査請求の基となったトラブルの経緯等を検証すると、本件トラブルは○○○事務局の関係者が、公務において審査請求人に対して無礼な発言を行ったことがその発生原因となっている。このような本件トラブルの特性を勘案すると、どのように処理されたのかは、今後の適切な運営のためにも開示すべきである。
- (イ)公安委員会は理由説明書で「当該非開示部分は、~開示することにより、110番処理簿の記載内容が形骸化し、」とあるが、本件トラブルは○○○○事務局の関係者が、公務において審査請求人に対して無礼な発言を行ったことがその発生

原因となっている。このような本件トラブルの特性を勘案すると、どのような評価判断によって事案処理されたかについては、今後の適切な運営を実現させるためにも開示すべきである。

- (ウ)公安委員会は理由説明書で、「本件非開示部分(「○○○○事務局担当者」欄) は条例16条2号及び6号に該当する。」と主張しているが、本件開示請求・審査 請求で審査請求人が担当者の氏名等の開示を求めているのは、同担当者が職員カ ードをつけていないという規律違反行為を行ったからである。このようなトラブ ルにおいて、当該担当者の氏名等を開示しないのは、規律違反行為を助長するも のである。
- 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、審査請求書の中で、「非開示とした部分のうち、「処理てん末状況」欄については、その記録されている情報を全て開示せよ」と申し立てているので、警察職員の氏名及び印影を除く非開示部分を非開示とした理由について以下説明する。

(1)「処理てん末状況」欄のうち「結果」欄の2行目及び3行目の非開示とした部分について

110番通報は、警察が通報者、目撃者その他の関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいており、開示することにより、関係者との信頼関係が崩れ、今後、110番通報を躊躇するなど関係者からの協力が得られなくなり、通信指令業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該非開示部分は、条例16条6号に該当する。

(2)「処理てん末状況」欄のうち「結果」欄の4行目の非開示とした部分について 当該非開示部分は、警察官の事案処理に係る評価又は判断に関する情報であって、 開示することにより、110番処理簿の記載内容が形骸化し、110番通報に係る現場の状 況、警察官が執った措置、処理てん末等の必要な情報が得られなくなるなど、今後の 110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

(3)「処理てん末状況」欄のうち「〇〇〇〇事務局担当者」欄の非開示とした部分について

当該非開示部分は、〇〇〇〇事務局職員の住所、生年月日、年齢及び携帯電話番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、条例16条2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110番通報は、通報者、目撃者その他の関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいており、開示することにより、関係者との信頼関係が崩れ、今後、関係者からの協力が得られなくなり、通信指令業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成30年 4月 9日	諮問
平成30年11月28日	実施機関から理由説明書収受
平成30年11月30日	新規概要説明(第128回第三部会)
平成30年12月21日	審議(第129回第三部会)
平成30年12月27日	審査請求人から意見書収受
平成31年 1月22日	審議(第130回第三部会)

(2)審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張

を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を 管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着 した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」、「処理てん末状況」等の欄から構成されている。

これらのうち、「処理てん末状況」欄は、警察署の無線指令担当者が、事案の処理 に当たった警察官からの報告に基づき、事案の概要や処理てん末、関係者の氏名・ 住所等の人定情報を記載することになっている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、「110番処理簿(〇〇警察署、平成29年 〇月〇日、整理番号〇〇〇〇〇)」(以下「本件対象保有個人情報」という。)である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、警察職員の「氏名」及び「印影」は条例16条2号及び4号に、「処理てん末状況」欄のうち「結果」欄の2行目及び3行目の非開示とした部分(以下「本件非開示情報1」という。)は同条6号に、「処理てん末状況」欄のうち「結果」欄の4行目の非開示とした部分(以下「本件非開示情報2」という。)は同条6号に、「処理てん末状況」欄のうち「〇〇〇〇事務局担当者」欄の非開示とした部分(以下「本件非開示情報3」という。)は同条2号及び6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は審査請求書及び意見書において、本件対象保有個人情報のうち「処理てん末状況」欄の非開示とした部分について開示を求めていることから、審査会は、本件非開示情報1、2及び3の非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報(第9号から第11号 までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しく は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することによ り、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、110番通報の現場に臨場した警察官が、110番通報に係る事案処理に当たり関係者から聴取した内容が記載されている。

110番処理は、警察が関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者が事 案の早期解決を求めて事案の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているもの であるため、関係者から聴取した内容を開示することとなると、関係者との信頼関 係が損なわれ、今後、通報者、目撃者その他の関係者から110番処理に関する協力 が得られにくくなるなど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすお それがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、110番通報の現場に臨場した警察官が当事者の状況について判断した内容が記載されている。これらの情報を開示することとなると、現場に臨場した警察官が開示された場合の影響を懸念して、事案内容について率直に判断して報告することを躊躇し、その結果、110番通報に係る現場の状況、警察官が執った措置、処理てん末等の正確な情報が得られなくなるなど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、〇〇〇〇事務局担当者の住所、 生年月日、年齢及び携帯電話番号が記載されており、これらの情報は、開示請求者 以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることか ら、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも 該当しない。

したがって、本件非開示情報 3 は条例16条 2 号に該当し、同条 6 号該当性を判断 するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、寳金 敏明、山田 洋